

1 基本計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

すべての人が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、あらゆる暴力を防止し、暴力を生み出さない社会をめざす切れ目のない取組が必要です。特に、配偶者等からの暴力（いわゆるドメスティック・バイオレンス〔以下、「DV」という。〕）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

DVは、家庭内で行われることが多いため、外部からその発見が困難であり、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、被害者の多くが女性であり、その背景には、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差等社会的・構造的な問題があるといわれており、DVは男女共同参画社会の実現の妨げの一因となっています。一方、災害時においては、避難生活や将来への生活の不安やストレスを抱えるなか、DVが避難所や仮設住宅等で顕在化することも懸念されます。

DVを含む女性に対する暴力防止の取組は、世界では、国際連合を中心として女性の人権擁護と男女平等の取組の中で取り上げられてきました。1979年（昭和54年）には国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択しています。また、1995年（平成7年）到北京で開催された第4回世界女性会議において、「北京宣言及び行動綱領」が採択され、その中で「女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する。」と明記されています。

我が国においては、2001年（平成13年）4月に配偶者からの暴力防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定し、2004年（平成16年）6月の改正では、「配偶者からの暴力」の定義を「身体に対する暴力」のほか「精神的暴力・性的暴力」も含めたものにするなど配偶者暴力防止及び被害者の保護について、一層の推進を図ることになりました。

また、2007年（平成19年）7月の改正では、保護命令制度の拡充、市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護と自立支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定や配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務など、地域に根差した支援のため、市町村の果たす役割が重視されることになりました。

さらに、2013年（平成25年）7月の改正では、適用対象を拡大するため、生活の本拠を共にして交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用することとなりました。（2014年（平成26年）1月3日施行「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）」）

本市では、これまでも「静岡市男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）」第3条の基本理念で「男女の人権の尊重」、第12条の「性別による権利侵害の禁止」の中で、「何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、身体的、精神的、経済的、性的暴力等あらゆる暴力行為を行ってはならない」と規定しています。

また、2009年（平成21年）3月に策定した「第2次静岡市男女共同参画行動計画」の中では、基本的施策のひとつに「女性に対する暴力の根絶」を位置づけ、DV防止や被害者保護、自立支援等、各種施策に取り組んでいます。

本計画は、これまで取り組んできた状況や様々な課題を踏まえ、被害者への支援体制を充実し、DV防止と被害者の保護・自立支援等に関する施策を総合的、体系的に位置付け、これを実行することで本市DV対策の更なる推進を図るため、新たに「静岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画（略称：静岡市DV防止基本計画）」を策定するものです。

(2) 定義

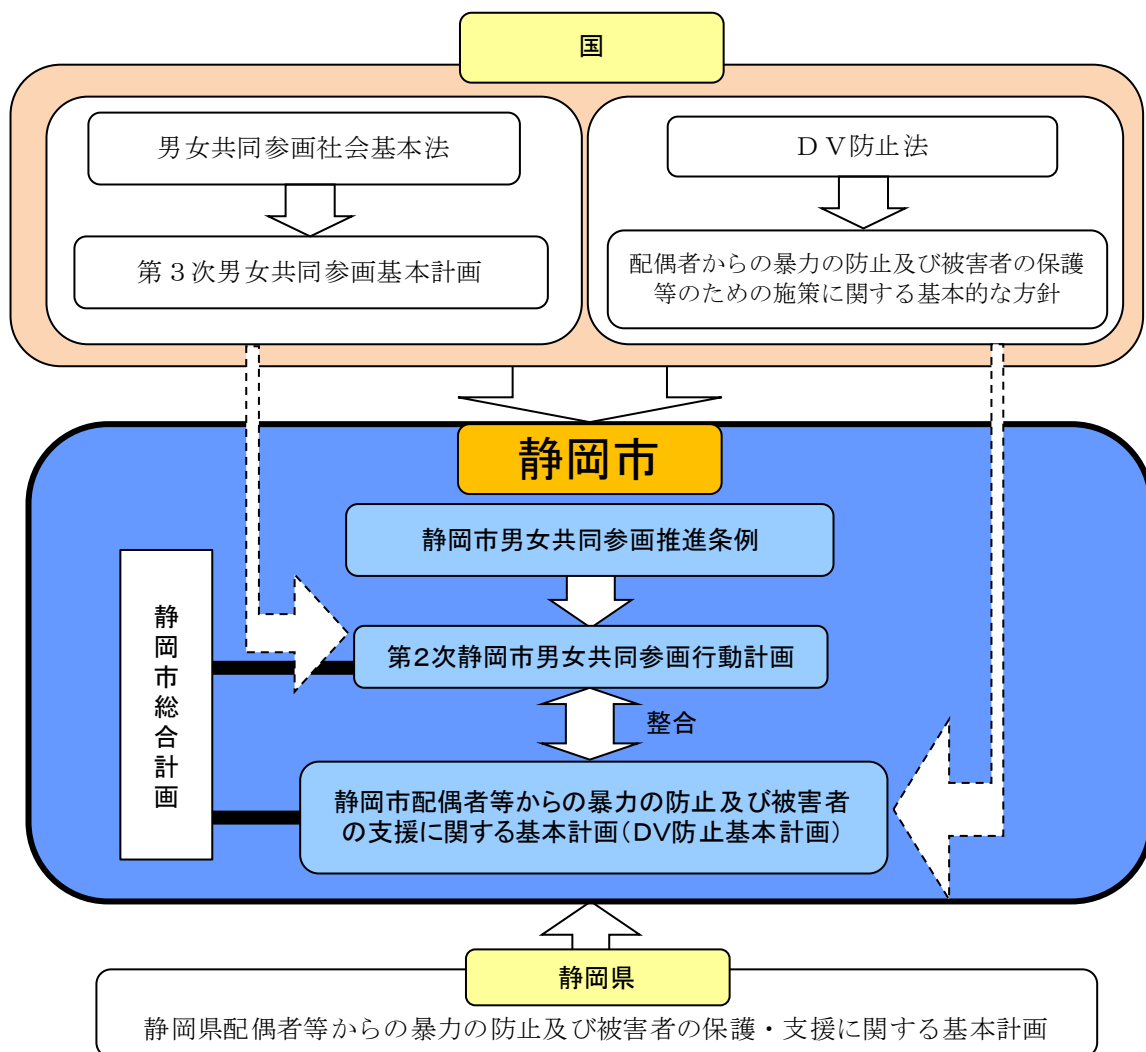
本計画では、「DV防止法」に規定する「配偶者（事実婚・元配偶者も含む）からの暴力」、または、生活の本拠を共にして交際をする関係にある相手からの暴力に加え、暴力の未然防止のための取組や啓発などについては、「交際相手からの暴力」（いわゆるデートDV〔以下「デートDV」という。〕）も対象として含めることとします。これは昨今、若年層を中心に交際相手からの暴力も深刻な状況にあるからです。

また、「暴力」とは、殴ったり蹴ったりするなど直接何らかの有形力を行使する「身体的暴力」だけでなく、心無い言動等により相手の心を傷つける「精神的暴力」、生活費を渡さない等の「経済的暴力」、嫌がっているのに性的行為を強要する等の「性的暴力」を含みます。

(3) 計画の位置づけ

この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づき静岡市が策定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」であり、条例第16条の規定に基づく「第2次静岡市男女共同参画行動計画」の施策の基本的方向の「女性に対する暴力の根絶」に位置づけられた取組と整合性を有するものです。

また、まちづくりの指針である「静岡市総合計画」を上位計画としています。



(4) 計画の期間

この計画の期間は、2014年度（平成26年度）から2022年度（平成34年度）までの9年間とします。

ただし、「DV防止法」の改正や国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下、「基本方針」という。）」の改定などにより、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は必要に応じ見直しを行います。

(5) 計画の目標

条例第3条に規定される「男女間のあらゆる暴力の根絶」を計画の目標とします。

(6) 施策の基本目標

この計画では、次の5つの施策の基本目標を掲げ、それぞれの施策を推進します。

基本目標1 DVを生み出さない社会づくりの推進

基本目標2 身近で相談できる体制の整備

基本目標3 被害者の安全確保の徹底

基本目標4 被害者の自立支援の充実

基本目標5 推進体制の構築

(7) 市と県の役割分担

国は「基本方針」の中で、都道府県に対し、DV被害者支援の中心的な役割を果たすことを期待しております。一時保護等の実施という極めて重要な役割とともに、市町村への支援、職務関係者の研修など、広域的な施策等に取り組むことが望ましいとしています。特に都道府県の配偶者暴力相談支援センターに対しては、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも力を注ぐよう望んでいます。

一方、市町村に対しては、DV被害者に最も身近な行政主体として、相談窓口の設置、支援に関する情報提供、自立に向けた継続的な支援の実施等の基本的な役割について、積極的に取り組むことを期待しています。

これを受けて、静岡県では、平成13年10月のDV防止法の施行に伴い、静岡県女性相談センター（婦人相談所）を、平成14年度からは「配偶者暴力相談支援センター」としての機能も果たす施設として定めています。現在、県では、市町、警察関係者、一時保護委託先等に対する研修や関係機関の要請による講師の派遣等も行っています。

本市では、DV被害者の立場に立ち、よりきめ細やかで迅速な支援を行うため、「静岡市配偶者暴力相談支援センター」機能を整備し、婦人相談員及び関係機関と連携し、被害者支援を推進していきます。

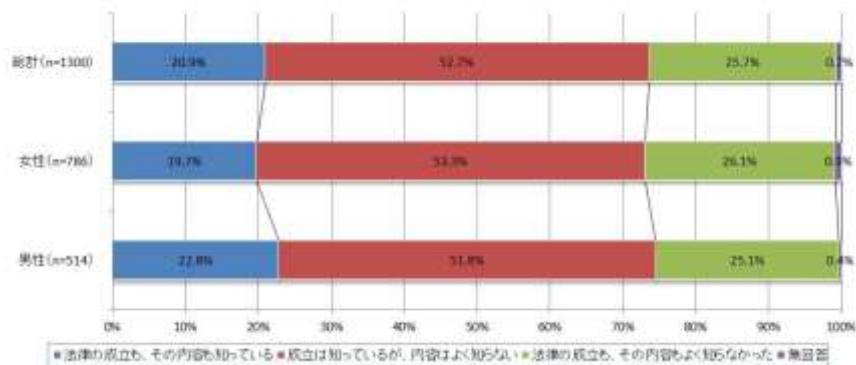
2 DVに関する現状と課題

(1) DVの現状

静岡市では、2012年度（平成24年度）に、「男女間における暴力に関する調査（以下、「DV実態調査」という。）」を実施しました。これらの調査結果から見える現状の一部を紹介します。

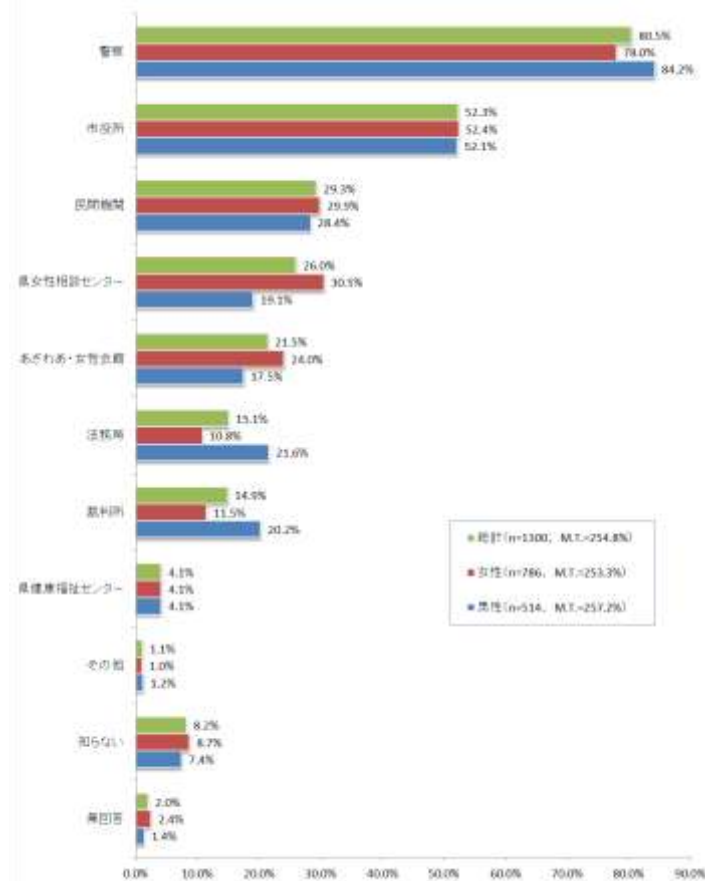
DV防止法の認知度 図1

過半数が「法律の成立は知っているが、内容はよく知らない」と回答。



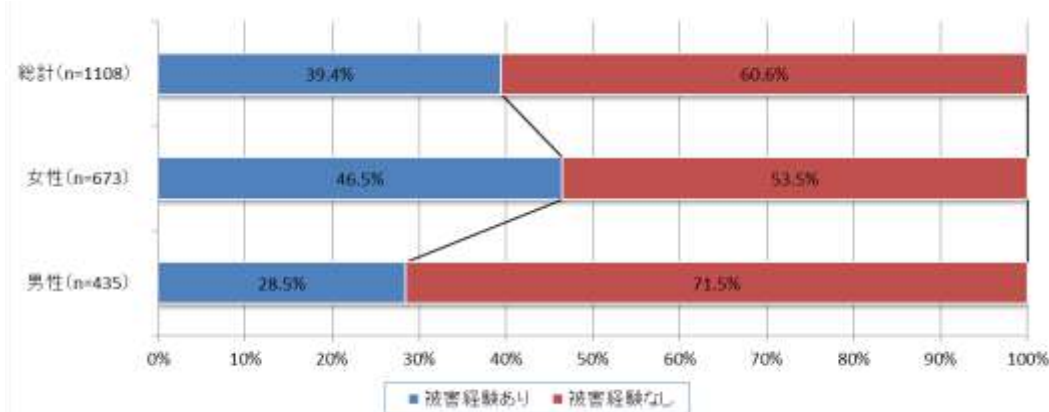
相談窓口の認知度 図2

相談できる窓口として知っている所は「警察」、「市役所」、「民間機関」の順に多い。

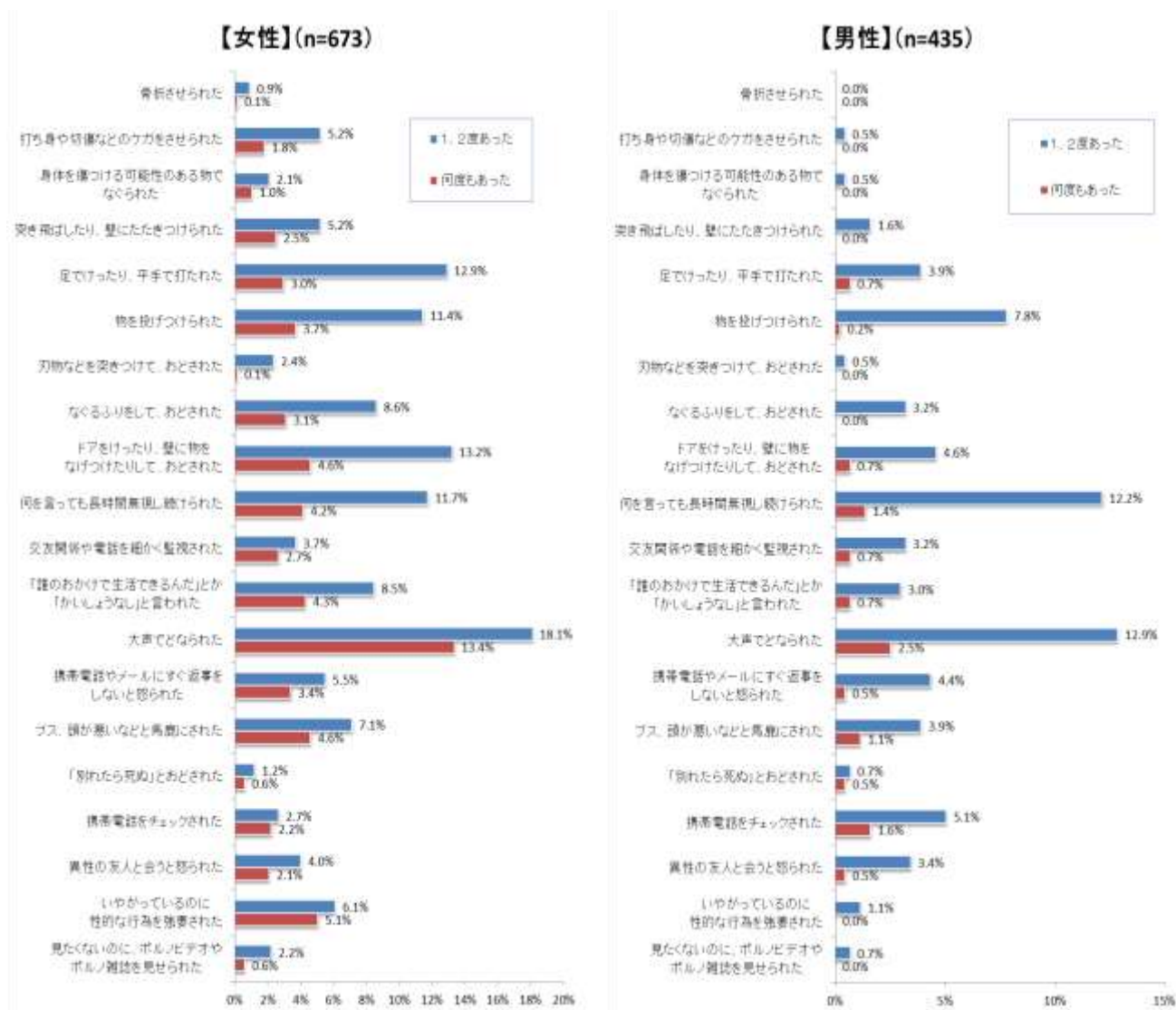


配偶者からの被害経験の有無 図3

約3人に1人は配偶者から被害を受けたことがある



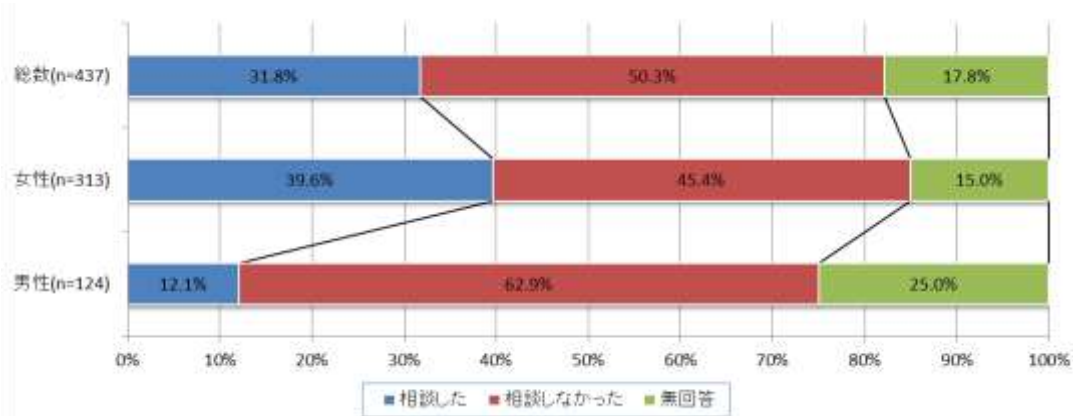
「大声でどなられた」女性は、約7人に1人が何度も被害を受けている



※ 本市DV実態調査では潜在的な案件も把握するため、調査項目が詳細になっていることから、他の同様調査よりDV被害人数が高めとなっております。

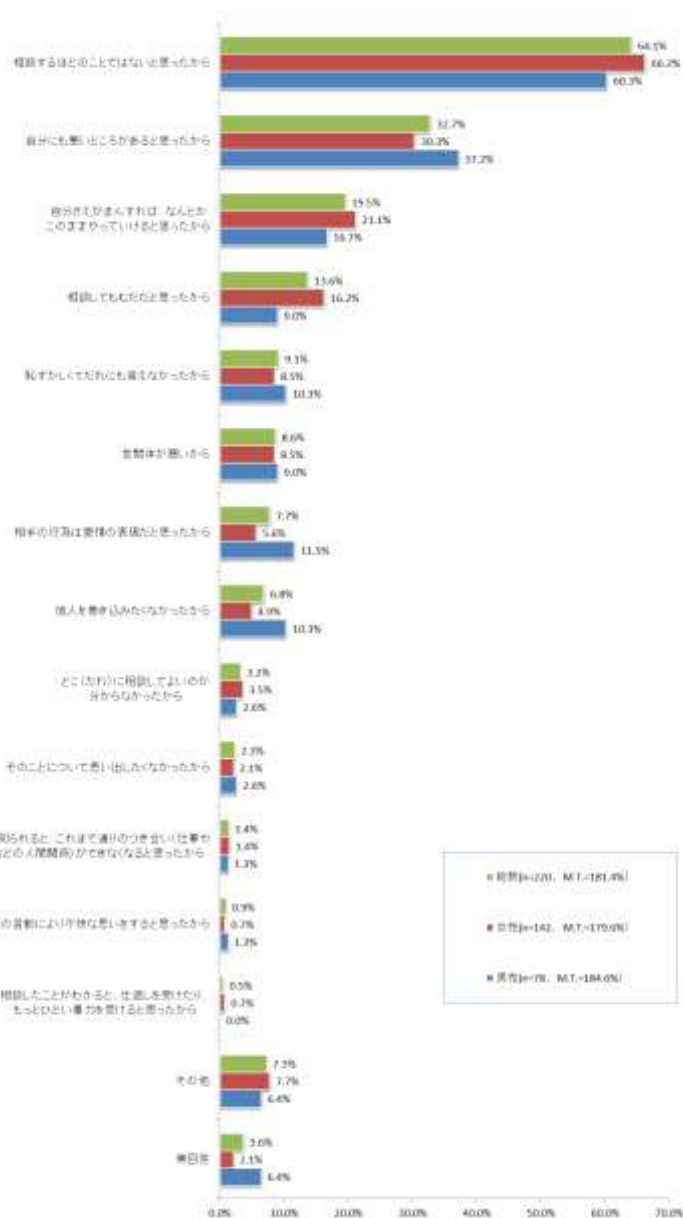
配偶者からの暴力に対する相談の有無 図4

被害を受けた人の約5割はどこ（だれ）にも相談していない



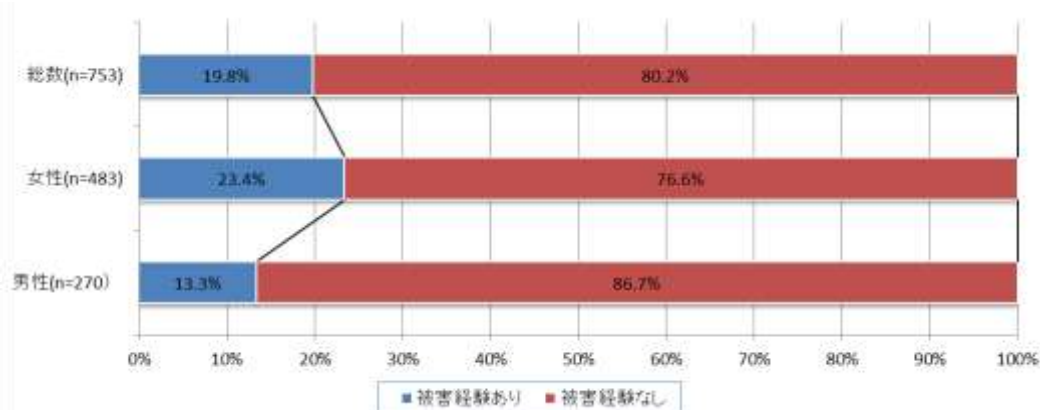
配偶者からの被害を相談しなかった理由 図5

相談するほどのことではないと思った人が、約2人に1人

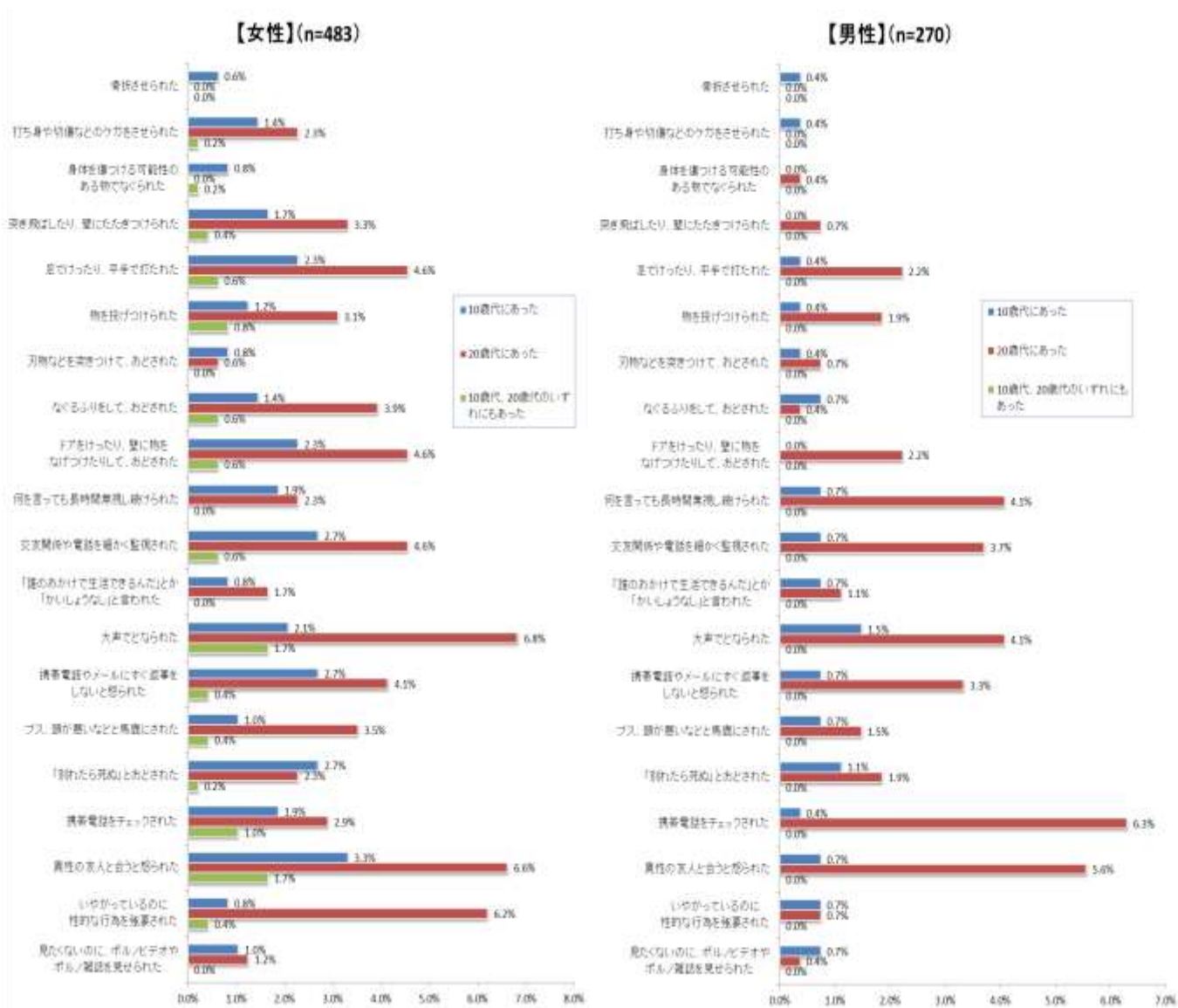


交際相手からの被害経験の有無 図6

約5人に1人は交際相手から被害を受けたことがある

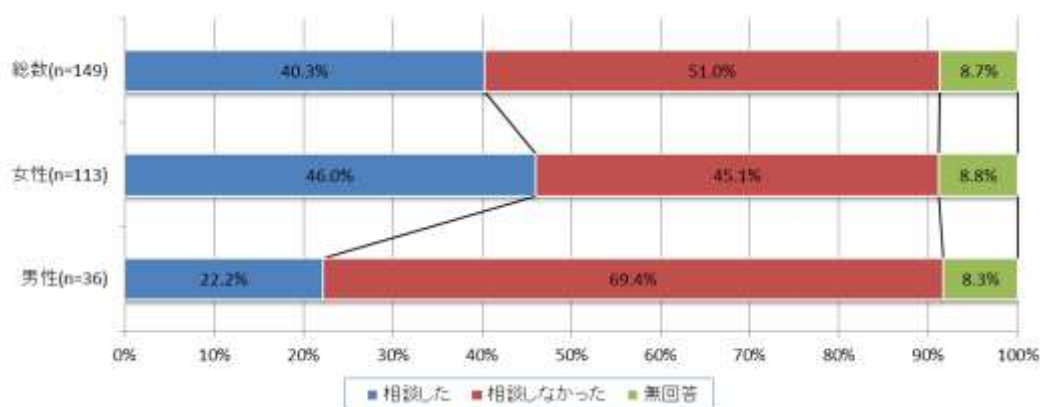


女性では「大声でどなられた」が、男性では「携帯電話をチェックされた」が最も多い



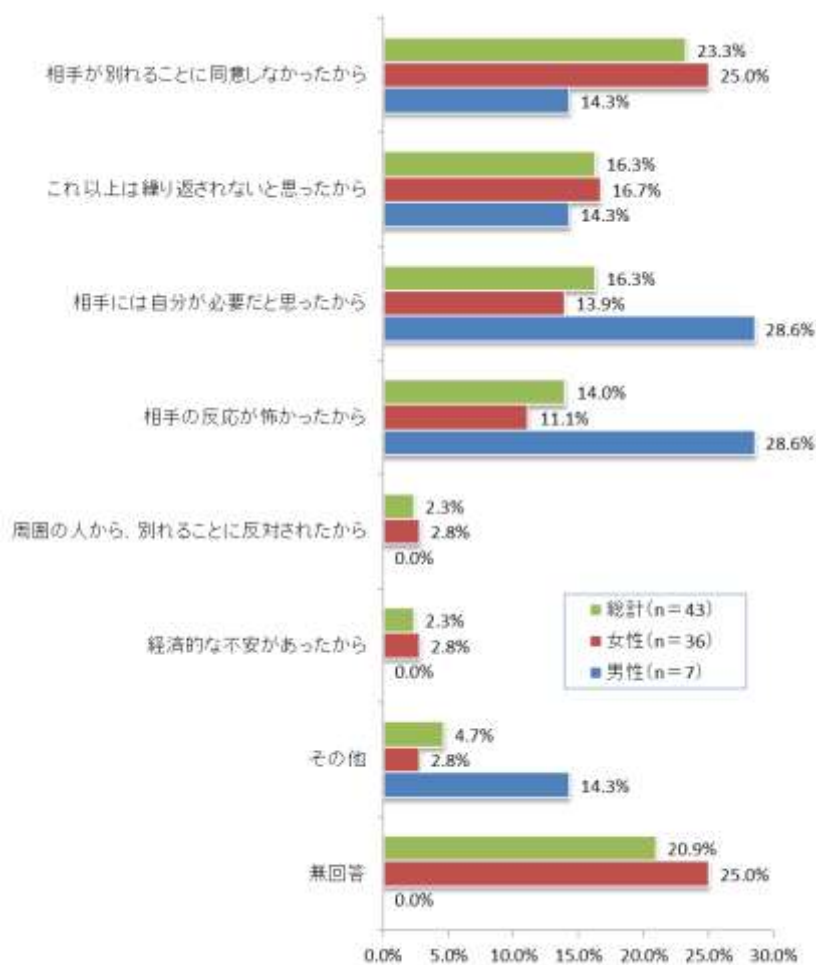
交際相手からの暴力に対する相談の有無 図7

被害を受けた人の約5割はどこ（だれ）にも相談していない



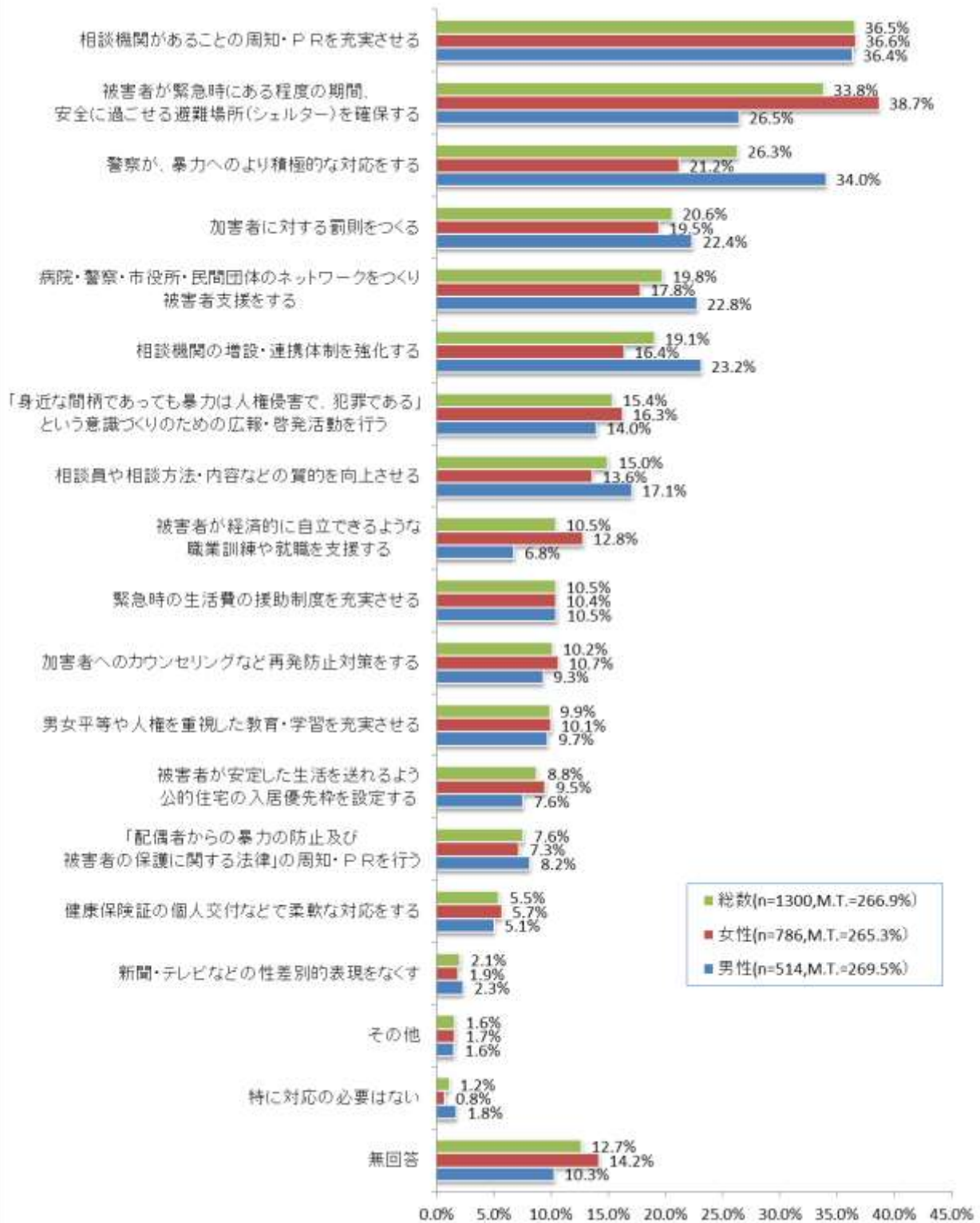
交際相手と別れなかった理由 図8

「相手が別れることに同意しなかったから」が最も多い



公的支援策の必要性（複数回答） 図9

「相談機関があることの周知・PRを充実させる」が最も多く、約3人に1人が必要と感じている



(2) 相談の状況

①静岡市婦人相談員による相談人数（3区合計）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
相談者数 (実人員)	396	438	495	642	597	
再 掲	DV相談	189	251	250	337	330
	一時保護	64	33	29	26	20

資料 静岡市福祉総務課調べ

※ 平成 20 年度より 5 年間で、相談件数、相談者数とも約 1.5 倍に増加しています。また、DV 相談に至っては、1.7 倍の増加となっています。

※ 一時保護件数が減少しているのは、DV の相談段階で早期に適切な対応を行ったことや、保護命令の活用により一時保護まで至らなかったためと考えられます。

②女性会館相談室における相談件数（カウンセリング）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
相談件数 (延べ件数)	2062	1949	2422	2633	2794
うち DV 相談	183	72	178	184	128

資料 静岡市男女参画・市民協働推進課調べ

※ 相談件数の約 1 割弱が DV の相談となっています。

※ DV 相談の内容は、緊急性は低いですが、複合的な悩みを抱える件数が多くなっています。

(3) 本市における課題

DV実態調査等の結果から、次のことが課題として挙げられます。

- ◆図1より、DV防止法について、過半数が「法律成立は知っているが内容をよく知らない」という結果から、市民に対して、DVに関する正しい理解や意識啓発が必要となっています。

- ◆図3より、「DV被害経験がある人」は、約3人に1人で、男性よりも女性のほうが多いことから、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識や女性軽視など、男女が置かれてきた社会の歴史的・構造的な問題が多くあることも考えられます。

- ◆図4・7より、「DV被害経験がある人」の約5割がどこにも相談していないことから、DVに関する正しい理解とともに、一人で悩むことなく相談機関を利用できるよう相談しやすい窓口が必要となっています。

- ◆図9より、「公的支援策の必要性として、相談機関があることの周知・PRを充実させる」が最も多いことから、相談機関等について広く周知を行い、身近な相談窓口として、より一層の相談機関の充実が必要となっています。

- ◆図9より、特に女性において「公的支援策の必要性として、被害者が緊急時にある程度の期間、安全に過ごせる避難場所を確保する」が最も多いことから、被害者の不安を解消する安全確保の充実が必要となっています。

- ◆図3～5から、DV被害経験があるにもかかわらず、「相談窓口を利用していない」、「相談しなかった理由に相談することではないと思った」ことから、相談窓口情報を入手する機会不足や、被害者自身に自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がないことも考えられます。

3 取り組むべき施策の方向性とその内容

(1) 施策の基本的方向

基本目標1 DVを生み出さない社会づくりの推進

DVを生み出さない社会を実現するためには、DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること、DVが配偶者間だけの個人の問題ではなく、社会全体の問題であることについて、広く理解を促すことが必要です。中には被害者自身が自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がないために、相談に至らない場合もあります。

平成24年のDV実態調査によるとDVの相談窓口として認知されている割合は、「警察」は80.5%、「市役所」は52.5%となっています。DVに対する公的支援の必要性では、「相談機関の周知の充実」が最も求められています。

また、DV防止法の認知度については、過半数が「法律成立は知っているが内容をよく知らない。」と回答していることから、DV対策の基本としてあらためてDV防止法の周知を図る取組は今後一層充実する必要があります。

DVの未然防止の観点からは、あらゆる機会を通じて、子どものころからお互いの人権を尊重することを目的とした道徳教育や人権教育などに取り組む必要があります。再発防止の観点から、加害者対策は重要な施策のひとつですが、加害者は法的視点から見ても様々な類型が存在しています。場合によっては、加害者が更生のための指導を受けているという事実をもって、被害者等に事実と反し加害者が更生したとの錯覚を与える恐れがあるなど対応には慎重な議論が求められます。

さらに、市職員や学校・医療・保健・福祉関係者など職務関係者によるDVへの理解促進は、被害者支援の観点からも大変重要であり、二次被害をなくす上でも、職務関係者に対する研修や資質向上は必要不可欠なものとなります。

① 市民に対する広報・意識啓発の充実

被害者は、加害者からの過度の監視のもと、社会から孤立し、被害者支援情報を入手する機会が制限されていることがあります。あるいは配偶者の収入に頼らざるをえない経済的状況や、子どもの安全や就学の問題など様々な状況により逃げることをためらう場合もあります。

また、被害者自身がDVを受けているという認識がないことや、暴力を振るわれ続けたことによる恐怖感や無力感から相談に至らないこともあります。このことから、市民がDVに気づき、早期に被害者を発見し、関係機関への通報や相談窓口の情報提供を行えるようにする必要があります。

そのために、DV防止法の趣旨や制度を周知し、DVが「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」ことについて正しい理解が得られるよう、また、DVに関する相談窓口の周知につながるよう、ホームページや冊子の発行等広報媒体を活用するとともに、学校・家庭・地域等において、民間企業やNPO法人などの協力を得ながら普及啓発を進めることも必要です。

また、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」において、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこ

と」は児童虐待であると定義されています。このことから、子どもへの虐待・女性に対する暴力を生み出さない社会づくりに向け、オレンジリボンキャンペーンやパープルリボンキャンペーンを行うなど、積極的に啓発していくことが重要です。

【主な取組】

事業名	内容	所管課（その他関係課）
1 啓発講演会等の開催	DV防止や人権啓発に関する講座、講演会等を開催します。	男女参画・市民協働推進課 (福祉総務課)
2 啓発運動の実施	DVや児童虐待等を予防・根絶するための意識啓発キャンペーンを実施します。 (オレンジ&パープルリボンキャンペーン)	男女参画・市民協働推進課 子ども家庭課

② 暴力の未然防止・再発防止の取組の推進

暴力を未然に防止するためには、あらゆる機会を通して、暴力を用いることなく問題を解決する方法を身につけることが大切です。子どもが自分自身の大切さを自覚するとともに、虐待、暴力行為、いじめ、セクシュアル・ハラスメント等の危機を自分で切り抜けるための知識や方法を学ぶ機会をもつことが重要です。発達段階に応じた保育や教育活動などを通じ、幼児、児童生徒に人権尊重の意識を育む人権教育の充実を図るとともに、男女が、互いに心身の健康について、正しい知識を身につけ、主体的に行動し、自分の健康を管理できるよう、若年層を対象とした教育や啓発が望まれます。

また、DVは交際期間から始まっていることも多いことを踏まえ、若年層に対して、お互いを尊重し、信頼に基づく関係を築けるよう、冊子の発行やホームページへの情報発信等を通して、デートDVに関する効果的な啓発が必要です。

一方、暴力の発生原因の背景となる家庭生活等への対応も欠かせません。ワーク・ライフ・バランスの推進をはじめ、育児・介護等生活に対する社会的支援や学校・職場等におけるメンタルヘルスなど精神保健福祉の向上等も望まれます。

さらに、再発防止の視点から、加害者更生の施策に関する国の調査研究の推進状況を踏まえながら、男性被害者はもとより男性加害者への対応も視野に入れた男性相談のあり方についても、更なる検討が求められます。

【主な取組】

事業名	内容	所管課（その他関係課）
3 若者を対象としたデートDV防止対策	「女性に対する暴力をなくす運動」を実施するとともに、若者対象にデートDV防止の啓発を進めます。	男女参画・市民協働推進課
4 「静岡版道徳教育」の推進	すべての学校で地域人材を活用した道徳授業の実施など、人間としての在り方・生き方を考える実践的な道徳教育を行います。	学校教育課

③ 職務関係者のDVへの理解促進

DVは外部からその発見が困難な家庭内で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあり、被害が深刻化しやすいといわれています。職務関係者は、DVの特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要となります。特に被害者と直接接する場合は、被害者がDVにより心身とも傷ついていることに十分留意します。

職務関係者においては、被害者に対し不適切な対応をすることで、被害者に更なる被害（二次被害）が生じることのないよう、職場や学校等で研修及び啓発を実施し、資質向上に努めることが必要です。

さらに、被害者が安心して支援を受けることのできる環境の整備につなげるとともに、関係機関がDVの問題について共通の認識を持つなど、連携強化が重要です。

【主な取組】

事業名	内容	所管課（その他関係課）
5 保育士に対する研修の充実	各種研修会において、男女共同参画の考えを実践します。	保育課
6 教職員研修の充実	教職員研修の中に、「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込みます。	教育センター

基本目標 2 身近で相談できる体制の整備

被害者がDVから抜け出し、安全に生活していくためには、被害者への支援等に関する情報を適切に入手し、それを活用することが重要となります。しかし、DVにより、被害者は孤立し、利用できる支援等に関する情報を入手する機会も制限されている場合もあります。

また、被害者自身に、自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識がないために、相談に至らないこともあります。平成24年DV実態調査によると、「配偶者及び交際相手からの被害経験がある人の約5割がどこにも相談していない」ことが明らかとなっています。

このため、DVは重大な人権侵害であり、被害者だけで悩むことなく相談窓口を利用するよう、広く周知することが必要となります。その際には、今後の生活についての被害者自身の意思が固まっていない段階であっても、早期に相談窓口を利用し、様々な支援に係る情報等を得るよう呼び掛けることが望ましいと考えられます。

また、被害者には、女性だけでなく男性や高齢者、障がいのある人なども含まれているため、それぞれの状況に応じた相談への対応が求められます。特にDVのある家庭では、子どもへの虐待が行われている場合もあることや、DVを目撃した子どもの心身に及ぼす影響は深刻であることから、関係機関と十分に連携を図っていきます。

さらに、災害時における避難所生活等において、平時と同様に安心して相談できる体制の確保を行うなど、防災担当課など関係部局と連携も必要です。

④ 相談体制の強化

DV防止法により、売春防止法に規定される婦人相談員が被害者支援を行うことができるようになりましたが、本市では、これまで婦人相談員として「女性相談員」を各区福祉事務所に配置し、女性相談を実施するとともに被害者支援を行ってきました。また、静岡市女性会館（以下「女性会館」という。）では、女性のための相談室の開設や、DVに関する各種講座を実施してきました。

しかしながら、近年は、相談件数の増加に加え、相談内容が複雑かつ深刻となっていることを踏まえ、市民にとって相談しやすく迅速に対応できる相談体制が不可欠となります。

そこで、身近な相談機関でワンストップによる迅速な支援を行う必要があることから、本市に配偶者暴力相談支援センターの機能を整備し、継続的な相談、手続きの一元化、自立支援など、ワンストップ支援を担うことができるよう、よりきめ細やかで迅速な被害者支援を行うことが極めて重要です。

【主な取組】

事業名	内容	所管課（その他関係課）
7 女性向けカウンセリングの実施	女性相談窓口において、セクハラ、DV等の被害者へのカウンセリングを実施します。	男女参画・市民協働推進課
8 女性（婦人）相談員による女性相談・保護の実施	女性（婦人）相談員による女性相談・保護を実施します。	各区福祉事務所生活支援課 (福祉総務課)
9 配偶者暴力相談支援センター機能の整備	関係機関と連携し、配偶者暴力相談支援センター機能を果たす体制を整備します。	福祉総務課 (男女参画・市民協働推進課)

⑤ 子どもに対する支援の充実

DVが子どもの面前で行われることは児童虐待に当たります。直接子どもに対して向けられた行為でなくても、心理的虐待として子どもの生育に深い影響をもたらすなど、DVは児童虐待（身体、性的、ネグレクトも含む）と密接に関係しています。

児童相談所においては、医学的または心理学的な援助を必要とする子どもに対しては、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、個々の子どもの状況に応じてカウンセリング等を実施する必要があります。

また、被害者が地域での生活を始めた場合でも、子どもが安心して安定した生活ができるよう、継続的な支援を行うことも望めます。学校や各区福祉事務所等と相互に連携を図り、子どもへの支援の充実に努めることが必要です。

【主な取組】

事業名	内容	所管課（その他関係課）
10 児童個別相談の実施	家庭その他からの相談に応じ児童が有する問題や真のニーズ等を適確に捉え、個々の児童や家庭に最も効果的な処遇を行う中で児童の福祉を図り、その権利を保護します。	児童相談所
11 子ども若者相談センターの運営	0歳から39歳までの子ども・若者に関する相談を受け付けます。	青少年育成課

⑥ 多様な被害者への配慮

被害者に対する支援を行う際に注意すべきことは、被害者の国籍、障がいの有無等を問わずプライバシーの保護、安全の確保、受容的な態度で相談を受けること等、被害者の人権に配慮した対応を行うことが必要です。被害者が、高齢者、障がいのある人、外国人、男性、性的マイノリティ等であることにより支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応等、それぞれの被害者の状況に応じた配慮を行うことが重要です。

【主な取組】

事業名	内容	所管課（その他関係課）
12 地域包括支援センターによる総合相談等の実施	高齢者の総合相談窓口として多様な相談に対応する中で、高齢者の人権や財産を守るための成年後見制度の紹介や虐待の早期発見防止などに対応します。	高齢者福祉課
13 障害者虐待防止対策支援	障害者虐待の防止、養護者に対する支援等を促進、障害者の権利利益を擁護します。	障害者福祉課

基本目標 3 被害者の安全確保の徹底

被害者とその子ども等の安全確保は第一の優先課題であり、関係機関は連携・協力しながら、それぞれに求められる役割を的確に果たす必要があります。

DV防止法では、被害者等の一時保護を婦人相談所の責務としており、県内では静岡県女性相談センター（婦人相談所）が一時保護業務を担っています。

また、配偶者暴力相談支援センターにおいては、被害者及び同伴家族の緊急時における迅速かつ適切な安全確保が求められており、現在、本市では、静岡県女性相談センターや警察等と連携し、一時保護時の同行支援などを必要に応じて行っています。

被害者は、命の危険を感じるほどの暴力を受ける場合や、着の身着のまま家飛び出し、助けを求めてくることもあり、被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくありません。そこで、配偶者暴力相談支援センター、女性相談窓口、警察等関係機関の間で、連絡体制や加害者からの追跡への対応等について、情報の共有と情報管理の徹底に努める必要があります。

さらに、被害者や被害関係者が他都市から相談に来た場合や市外に転出を求める場合なども、被害者の安全確保を念頭に、市町村または都道府県の枠を越えた関係機関と連携を図りながら、市外における広域的な対応が求められます。

⑦ 緊急時における迅速な安全確保

特に緊急時において、被害者とその子どもや親族等にとって、安全が確保されることは、何よりも重要です。相手の反応が怖かったからという理由で保護命令を申し立てない人や、保護命令制度を知らなかった人も少なくありません。家を出たあとに相手からの追跡や嫌がらせを受ける場合もあり、家を出たあとも被害者の安全が脅かされている現状がうかがえます。このことから、夜間、休日等の閉庁時も含め、被害者等の安全確保を常に考慮することが大切です。

被害者等の緊急時における安全確保に適切に対応するため、静岡県女性相談センター（婦人相談所）や警察など関係機関とのネットワークを構築し、連携をさらに強化していきます。

また、婦人相談員による女性相談窓口などには加害者からの問合せもあることから、被害者と相談員等支援者の安全確保に十分配慮する必要があります。

【主な取組】

事業名	内容	所管課（その他関係課）
14 緊急時における安全確保	日頃の連絡調整等機会を通じ、警察や静岡県配偶者暴力相談支援センターとの連携をさらに強化します。	各区福祉事務所生活支援課
15 一時保護等の支援	被害者の安全確保を図るため、静岡県配偶者暴力相談支援センターと連携し、一時保護先への同行支援を行います。	各区福祉事務所生活支援課

⑧ 被害者及び関係者に関する情報の保護

被害者等の支援にかかわる関係機関では、被害者等の情報管理を徹底させなければなりません。加害者のもとから逃げている被害者の住所や居所はもとより、支援を行う施設や団体の所在地等が、加害者やその関係者に知られてしまうことで、被害者やその同伴する家族の安全を脅かすことがないように、情報の管理には細心の注意が求められます。

国の「基本方針」では、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う部局との連携に努めることを求めています。住民基本台帳閲覧等の制限が設けられている趣旨を踏まえれば、閲覧等の制限の対象となっている被害者の情報の取扱いについては、特に厳重な管理が求められます。関係各課と個人情報の保護を念頭に連携を図り、情報管理の徹底に努める必要があります。

被害者の子どもの安全確保については、加害者への対応方法を明確にし、学校や保育所等との連携を更に強化することが望まれます。

被害者の子どもの就学については、就学事務担当窓口における情報の取り扱いに配慮するほか、転出先の学校や教育委員会では、情報提供の制限等の対応を行うことも必要です。

【主な取組】

事業名	内容	所管課（その他関係課）
16 住民票の写し等の交付等におけるDV等被害者の保護	DV等被害者の申出により、住民票の写し等の交付等の請求の制限を行います。	区政課 各区戸籍住民課
17 厳重な情報の管理	医療保険、年金など住民基本台帳の閲覧制限の対象となっている被害者について、厳重な情報の管理を行います。	各区保険年金課 (各区戸籍住民課)

⑨ 市域を越えた広域的な対応

相談窓口に来る被害者は、市内の人に限りません。被害者や被害関係者が他都市から相談に来た場合や相談者が市外に転出を求める場合なども、被害者の安全確保を念頭に、市町村または都道府県の枠を越えた関係機関と連携を図りながら、市外における広域的な対応が求められます。

また、被害者に対する加害者からの追及が激しい場合は、市町村または都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も予想されます。こうしたことを想定して、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討も必要です。

【主な取組】

事業名	内容	所管課（その他関係課）
18 市域を越えた被害者対応	DV被害者の安全確保を念頭に、市外の転出入に適切に対応します。	各区福祉事務所生活支援課 (各区戸籍住民課)

基本目標 4 被害者の自立支援の充実

被害者が自立して生活しようとする際には、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えており、それらを解決する関係機関等は多岐に渡っています。被害者に対しては、DV防止法による一時保護等を通じて、当面の安全を確保した上で、住民基本台帳事務における支援措置など、被害者等の情報の管理に留意し、複数の課題を解決しながら、自立した生活につなげていくことが必要です。

本市でも、福祉事務所等関係機関において被害者の自立に向けた支援を行っており、今後とも、それらの機関が認識を共有しながら、連携を図り、被害者の地域生活を継続的に支援することが極めて重要です。

また、被害者が自立した生活を送るためには、DVにより心身に受けたダメージからの回復が不可欠であるとともに、併せて、同伴する子どもの心理的安定が被害者の自立生活にあたって重要となることから、子どもの心身の回復に向けた取組も必要となります。

さらに、DVと関係の深い子ども虐待や高齢者・障害者虐待等についても日常業務において関係機関と緊密な連携がとれるようにするとともに、既存のネットワークを通じて、被害者の抱える複雑多岐にわたる問題に対処していくことが求められます。

⑩ 心身の回復に向けた支援

DVは、被害者とその子ども及び親族に対して心身ともに大きな影響を与えます。加害者から離れ、自立した社会生活を営むことが可能となっても、本人や同伴家族の心理的ダメージは、長期に渡り、心身に様々な影響を及ぼすと考えられています。被害者の中には、PTSD（心的外傷後ストレス障害）やうつ病を患っている人も多いため、医療機関や心の健康に関する相談、専門医等による専門相談の紹介を行うなど、被害者が地域で生活を送りながら身近な場所で支援を受けることができる体制が必要となります。

また、被害者の心身の回復には、被害者同士が体験や感情、悩みを共有し、情報を交換し合う自助のためのグループに参加することも有効とされていることから、自助グループ等の活動に関する情報提供や、グループの形成・継続に対する支援、地域での居場所づくりや見守り支援などを通して、継続的なサポート体制を検討することも望まれます。

【主な取組】

事業名	内容	所管課（その他関係課）
19 女性向けカウンセリングの実施	女性相談窓口において、セクハラ、DV等の被害者へのカウンセリングを実施します。（再掲）	男女参画・市民協働推進課
20 精神保健福祉相談の実施	精神疾患に関する悩み、事件や事故等によるこころの問題について、精神保健福祉相談を実施します。	こころの健康センター

⑪ 生活基盤を整えるための支援

被害者が生活を再建し自立するためには、住宅の確保や就業、生活費や子どもの就学の問題など生活全般に渡る幅広い支援が必要となります。あわせて、被害者は、離婚や子どもの親権の確保など、法的問題を抱えているケースもあります。被害者の状況やニーズに応じて各種制度を活用することができるよう適切な情報提供や手続き支援を行うとともに、自立促進のための施策など、それぞれの状況に応じたきめ細かな継続的な支援が求められています。

【主な取組】

事業名	内容	所管課（その他関係課）
21 生活の支援	生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障します。	各区福祉事務所生活支援課
22 市営住宅の一時入居支援	DV被害者を市営住宅に一時的に入居できるよう配慮します。	住宅政策課

⑫ 多様な被害者への支援

被害者には、女性だけでなく男性や高齢者、障がいのある人、子どもや親族なども含まれていることから、それぞれの状況に応じた対応が求められます。

被害者に子どもがいる場合は、その子どもがDVを目撃、または、直接的に暴力を受けたことなどにより、心理的な影響を受けていることがあるため、専門機関などと連携して子どもの心のケアを充実させていくことが必要となります。子どもは、転居や転校をはじめとする生活の変化等により、大きな影響を受けやすいため、学校、保育所等の関係機関と連携し、教育や保育に配慮した支援が不可欠であり、それが被害者の自立にもつながります。

また、子どものころから、DVは人権侵害であると認識し、自己肯定感・自己信頼感をもち、自分も相手も大切に感じるという教育も重要です。

一方、高齢者、障がいのある人、外国人に加え、子どもなどの同伴家族に障がいがある場合など、それぞれの被害者等の状況に配慮して、関係機関や団体と連携して支援することが必要となります。

特に高齢者や障がいのある人の被害者については、外部からその発見が困難なケースもあるため、様々な相談や福祉サービスを通じて被害者の発見に努めることも重要です。

外国人被害者は、言葉や文化の違いにより社会の中で孤立しやすく、相談窓口についても分かりにくい状況にあることに加え、実際の支援にあたって、在留資格、法的手続き、自立支援策など、対応が複雑で困難な状況があります。こうしたことから、国際交流や外国人支援を行っている民間団体と連携し、相談、支援を行うことが必要です。

【主な取組】

事業名	内容	所管課（その他関係課）
23 母子生活支援施設等への入所	母子生活支援施設等の入所や調整を行い、母子家庭の自立促進のために生活を支援します。	子ども家庭課 各区福祉事務所保育児童課
24 DV被害者に子どもがいる場合の対応	DVは子ども虐待と密接に関係しているため、児童相談所及び各区福祉事務所保育児童課と相互に連携して支援します。	児童相談所 各区福祉事務所保育児童課

基本目標 5 推進体制の構築

DV被害者に寄り添い、本人の意思を尊重した適切な支援を行うためには、課題解決にかかわる関係部局との連携強化のみならず、国及び静岡県、警察、医療機関、民間団体など関係機関が共通認識を持ちながら、緊密に連携して取組み、継続した支援を推進することが必要です。

また、DVについての理解を深める様々な研修を通じて、被害者への更なる被害（二次被害）が生じることのないよう職務関係者等の人材育成や資質向上を図ることは、きめ細やかでニーズに合致した適切な被害者支援に繋がります。

さらに、DV防止施策に資するため、加害者の更生や被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究を進めることも不可欠です。

なお、国の第3次男女共同参画基本計画においては、加害者更生プログラムについて、その効果的な実施方法を含めた調査研究を実施するとされていることから、国における加害者更生プログラムの調査研究の推進状況を把握することが同時に大切です。

⑬ 関係機関相互の連携強化

DV防止及び被害者の保護・自立に向けた支援施策は広範囲におよび、関係機関、団体も多岐にわたります。支援の中核的な機関である配偶者暴力相談支援センターや婦人相談員と、警察、学校、弁護士、医療・保健・福祉関係者などの支援者等との連携は、DVを受ける生活からの脱却と、自立した生活の安定化に寄与するため、日頃から連携を密にするとともに、相互に支援を行うことが重要です。

そこで、市の関係各課及び女性会館をはじめ、警察、静岡県の関係機関、民間団体などで構成する連絡会議等の設置を通して、相互の情報交換による共通理解のもと、庁内外の連携強化に努め、効果的にDV防止施策を進める必要があります。

【主な取組】

事業名	内容	所管課（その他関係課）
25 関係機関によるネットワーク構築	警察、静岡県の関係機関、弁護士、医療機関、民間支援団体などDVに関する機関との情報交換・連携を図ります。	男女参画・市民協働推進課 福祉総務課 (各区福祉事務所生活支援課)
26 庁内組織の連携強化	DVに関係する市関係各課による定期的な情報交換・連携を図ります。	男女参画・市民協働推進課 福祉総務課 各区福祉事務所生活支援課

⑭ 職務関係者に対する教育の充実

被害者の支援を担う人材が、DVの特性や被害者の立場を十分理解していることは、きめ細やかでニーズに合致した自立支援を行っていく基盤となります。そのため関係機関においては、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要となります。

DVに続く二次被害を防止するためにも、被害者支援現場からの報告や講演などDVに関する研修を実施するとともに、支援者等の二次受傷などを防ぐための研修を継続して実施していくことも必要です。

また、静岡県配偶者暴力相談支援センターと連携して、婦人相談員の専門性の確保と向上のための実務研修等を実施するなど、相談員へのスーパーバイズ機能も欠かせません。

さらに、学校や保育所等における対応では、子どもと日常的に接することが多い教員、養護教諭、スクールカウンセラー等の教育関係者や保育士等の保育関係者に対して、児童虐待に関する留意事項に加え、DVの特性、子どもや被害者の立場や配慮すべき事項等について、研修等の場を通じて周知徹底を図ることが必要となります。

【主な取組】

事業名	内容	所管課（その他関係課）
27 啓発講演会等の開催	DV防止や人権啓発に関する講座、講演会等を開催します。（再掲）	男女参画・市民協働推進課 （福祉総務課）
28 教職員研修の充実	教職員研修の中に、「人権意識の向上」等に関する内容を盛り込みます。（再掲）	教育センター

⑮ DV防止に関する調査研究の実施

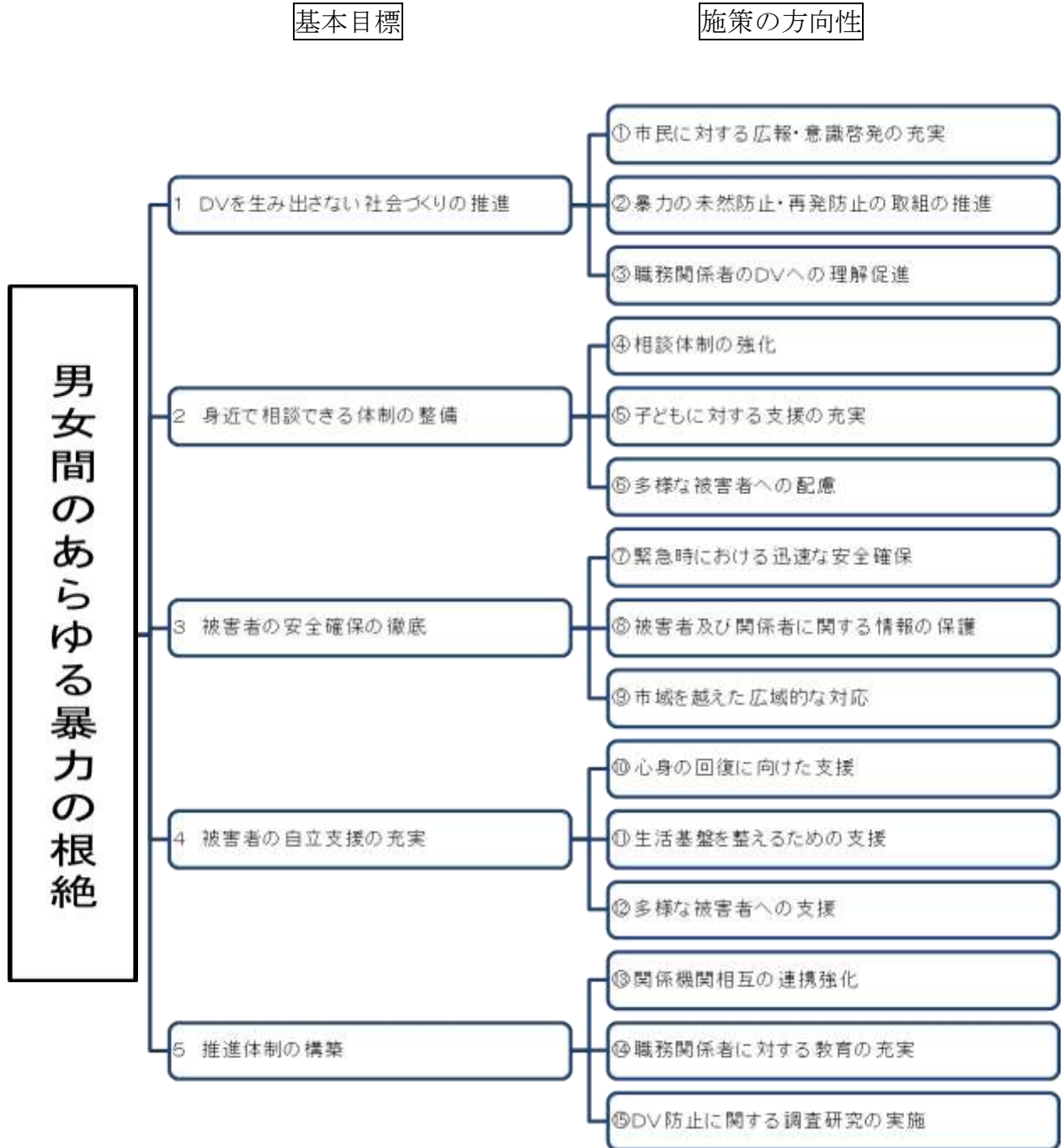
配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する施策の推進のために、適宜、本市におけるDVの現状や市民の意識、DV被害者支援団体の活動、DVが被害者やその子どもに与える影響等を把握するとともに、各種資料の収集に努めることが重要です。

また、DV防止に向けて、加害者の更生のための取組も不可欠です。国の第3次男女共同参画基本計画においては、DV加害者更生の取組として、加害者更生プログラムについて、その効果的な実施方法を含めた調査研究を実施するとされています。このことから、DV加害者への対応については、国における加害者更生プログラムの調査研究の状況把握に努めるとともに、必要な法制度の整備等が行われるよう国への要望を検討することも大切です。

【主な取組】

事業名	内容	所管課（その他関係課）
29 加害者対応についての調査・研究	国における加害者更生プログラムの調査研究や他自治体の取組についてその推進状況の把握に努め、施策のあり方について研究及び情報収集に努めます。	男女参画・市民協働推進課
30 国・県・政令指定都市等の情報収集	国、県、政令指定都市等からの情報を収集し、対策を研究します。	男女参画・市民協働推進課

(2) 体系図



4 施策の総合的な推進のために必要な事項

(1) 次期男女共同参画行動計画との整合

DV被害者の多くが女性であり、その背景には固定的な性別役割分担意識など社会的・構造的な問題により、男女共同参画社会の実現の妨げの一因となっています。このことから、DVに関する基本計画を第3次静岡市男女共同参画行動計画の重点施策のひとつとして、一体的に推進していきます。

(2) 的確な情報の収集・発信の充実

計画の推進に当たっては、施策の立案や実施におけるプロセスの透明性を確保するとともに、市民の参画を得て施策を推進することが重要です。DV防止施策に関して、迅速かつ的確な情報の収集・発信に努めるとともに、様々な機会において、DVに関する意見等の把握・反映に努めていきます。

(3) 新たな検討が必要となる事項への対応

今後における施策等の着実な実施を中心にDV防止に取り組む必要があります。一方で、急速に変化する社会の中で、DVに関する課題も日々刻々と変化しています。こうした状況に対応するためには、今後の計画期間においても、国等の動向に注視し、必要に応じて新しい課題に対する検討を進め、適時適切な対応を行っていきます。

(4) 進捗状況の点検及び計画の見直し

計画を効果的かつ着実に実施するためには、事業量指標ではなく、成果指標やモニタリング指標などによる定期的な点検とその結果のフィードバックが不可欠であるため、毎年度、自らの施策の進捗状況について、点検を行います。

計画の年度ごとの成果の進捗状況等については、広く市民に公表する必要があります。具体的取組については、別途、実施計画を策定し、点検・評価等含め、公表していきます。

また、今回の計画は、今後取り組むべき具体的方策について示すものであることから、中間年度を目途に見直しを行い、改訂を検討します。なお、特段の事由がある場合には、計画期間の途中に見直しを行い、その一部を改訂することもあります。

5 数値目標等

計画の達成度や進捗状況を定期的に把握・評価し、効果的に計画を推進するため、成果指標及びモニタリング指標を設定します。

(1) 成果指標

項目	現状値 (H24 年度)	目標値 (H34 年度末)
①DV相談窓口の周知度	52.3%	100%
②夫婦間における「足でけったり、平手で打たれる」、「なぐるふりをして、おどされる」を暴力として認識する市民の割合	(足でけったり、平手で打たれる) — (なぐるふりをして、おどされる) —	100%
③DV防止法の認知度	73.6%	100%

※目標値②③は、国の第3次男女共同参画基本計画（第9分野）と同様。

※①は市役所におけるDV相談窓口とする。（現状値：4頁図2）

※②は各々の項目を市民意識調査等により把握予定。

※③は法律の成立を知っている人の総計。（現状値：4頁図1）

【成果指標①～③設定の背景】

- ①DV被害者がDVを受けることなく安全な生活を送るためには、身近にある窓口にご相談することが解決への第一歩となることから、指標として設定します。（「(静岡県) 男女間における暴力に関する調査（平成24年度）」）
- ②DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、DVと認識されていない暴力の存在が、被害を潜在化させ、問題を深刻化させてきた状況を踏まえ、指標として設定します。（今後、市民意識調査等により把握予定）
- ③「DV防止法」はDVに関する相談、保護、自立支援等DV防止及び被害者の保護を図るための法律であることから、その認知度を計画全体の取組として計る指標として設定します。（「(静岡県) 男女間における暴力に関する調査（平成24年度）」）

(2) モニタリング指標

項目	現状値	担当課等
①女性会館相談室 相談件数 (延べ件数)	2,794 件 (H24 年度)	市男女参画・市民協働推進 課調べ
②各区女性相談 相談人数 (実人員)	597 人 (H24 年度)	市福祉総務課調べ
③静岡県警で受理したDVに関する相談 件数	543 件 (H24 年)	静岡県警察本部生活安全 企画課調べ
④静岡県配偶者暴力相談支援センターに おけるDVを原因とする一時保護件数	58 件 (H24 年度)	静岡県女性相談センター 調べ
⑤静岡地方裁判所管内における静岡県の 保護命令発令件数	82 件 (H24 年度)	最高裁判所調べ
⑥配偶者間の暴力(殺人・暴行・傷害) の検挙件数(静岡県)	50 件 (H24 年)	静岡県警察本部生活安全 企画課調べ

【モニタリング指標設定の背景】

取り組む各事業の進捗状況と併せ、静岡市のDV被害状況を把握するために指標として設定します。

(モニタリング指標：目標値の設定が困難であるが、定期的に指標を追って推移を見守る必要があるものについて定める指標のこと。)